

藤沢市議会委員会条例の一部改正について
藤沢市議会委員会条例の一部を次のように改正する。

平成27年6月24日提出

議会議員	桜井直人
同	脇礼子
同	柳沢潤次
同	井上裕介
同	柳田秀憲
同	平川和美
同	武藤正人
同	神村健太郎
同	吉田淳基

藤沢市議会委員会条例の一部を改正する条例

藤沢市議会委員会条例（平成15年藤沢市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第11条に次の1項を加える。

- 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため、所要の改正をする必要による。